

福島県庶務システム更新及び運用・保守業務委託契約書（案）

業務の名称 福島県庶務システム更新及び運用・保守業務

業務の内容 福島県庶務システム更新及び運用・保守業務委託仕様書のとおり

委託料の額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

委託期間 令和 年 月 日から令和14年6月30日まで

契約保証金 金 円

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、福島県庶務システム更新及び運用・保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、本委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了し、仕様書に定めのある成果物等（以下「成果物」という。）を納入期限内に甲に納入しなければならない。

(主任担当者の選任)

第2条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者をそれぞれ1名定め、書面をもって相手方に通知するものとする。また、主任担当者の変更があった場合は、直ちに相手方に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(技術者の能力)

第3条 乙は、本件業務に携わる技術者を選任するに当たっては、本件業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。

2 甲は、乙の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について不適当だと認められる者があるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

(定期協議の実施)

第4条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。

なお、本協議の頻度等については、甲乙協議の上定める。

- 2 乙は、上記の定めによらず、甲からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況等について甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。
- 3 甲は、必要に応じて、甲の指定する者を本協議に出席させることができるものとする。
- 4 乙は、必要に応じて、乙の指定する者を本協議に出席させるように甲に要請することができるものとする。

(役割分担)

第5条 委託業務の履行のために甲及び乙のそれぞれ行うべき作業及び双方が共同で行うべき作業の範囲は、甲乙協議の上定める。

(運搬責任)

第6条 委託業務における支給用品、資料等及び納入すべき成果物の運搬は、別に定めるもののほか乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(権利の帰属)

第7条 本件成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲と乙の共有（持分均等）とする。この場合、甲及び乙は、それぞれ相手方の了承及び追加の対価の支払いを要することなく自由に成果物を利用し、又は第三者への利用を許諾することができる。また、成果物の所有権は、乙からの引渡しをもって甲へ移転する。

- 2 本件委託業務遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた知的財産権（著作権を除く。）は、甲に帰属する。
- 3 成果物に含まれる乙が従来から権利を有していたパッケージソフト等、乙固有の知識、技術に関する権利等については、乙に留保されるものとし、乙は、それらを利用して成果物と類似しているプログラム等を作成することができる。
- 4 乙が従前より権利を有していたものを成果物に利用した場合、乙は、甲と協議の上、甲が成果物を自己利用するために必要な範囲で、自由に利用（複製すること、本件業務委託終了後に別の事業者へ運用・保守を委託すること、別の事業者が運用・保守を行う場合に、甲の指示に従い成果物のシステム及びプログラム等を変更すること及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む。）することを無償で許諾するものとする。
- 5 乙は、第三者から成果物に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、乙の責めにおいて解決するものとする。

(受託者の義務)

- 第8条 乙は、本件業務の履行について法律上事業者としての全ての責任を負うものとする。
- 2 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- 3 乙は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としての全ての責任を負うものとする。

(権利及び義務の譲渡)

- 第9条 甲及び乙は、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。

(再委託)

- 第10条 乙は、原則として、本件業務の実施に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の承諾を得ることを条件に業務の一部については再委託を行うことができることとし、この場合は再委託先の住所・名称、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法を甲に対し連絡するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第13条に規定する甲の機密情報及び第14条に規定する個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第11条 乙は、本件業務の履行による委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(資料の提供)

- 第12条 乙は、本件業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、図面、資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料及び情報（以下「開示情報」という。）の正確性・有用性等について確認、検証の義務は負担しないものとする。
- 3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本件業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証するものとする。

(機密の保持)

第13条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報。
 - (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏えいしてはならない。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことは、これを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
 - (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第14条 乙は、本件業務の実施に関連して知った甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては、他に開示、公表及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容のいかんを問わず、個人を特定できる情報のうち、甲が指定した情報を指すものとする。ただし、次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

- (1) 第10条第2項に基づき開示する場合
 - (2) 法令に基づき開示が要求された場合
- 2 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令及び別記1「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(情報の管理)

第15条 乙は、第12条第2項及び第3項に規定する開示情報、第13条に規定する機密情報、前条に規定する個人情報及びその他本件業務の実施により蓄積される情報の保存・管理及び破棄に関しては、「福島県情報セキュリティポリシー」及び関係する情報システムの情報セ

セキュリティ実施手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）に従うものとする。

- 2 乙は、甲の要求があるときは、「セキュリティポリシー等」により定めた方法により前項に規定する事項につき、甲に対し報告を行うものとする。
- 3 乙は、第 22 条から第 24 条までの規定により契約が解除された場合又は本契約が終了した場合においては、第 1 項の情報について、その保全に努めるとともに、甲の指示に従い、これら甲の所有に係る情報を返還し、又は甲の指定する第三者への引継ぎに支障のないように努めるものとする。
- 4 前項の場合、情報を保全、返還及び承継する方法及びこれに要する費用は、甲乙が協議の上これを決定するものとする。

（甲の監査権）

- 第 16 条 甲は、第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する開示情報、第 13 条に規定する機密情報、第 14 条に規定する個人情報及びその他本件業務の実施により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙が別途協議の上定めるものとする。
- 2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本件業務の実施状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

（一般的損害）

- 第 17 条 成果物の引渡し前に生じた成果物、資料等及び処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

- 第 18 条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰することができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。
- 2 前項の場合、その他本契約の履行に関して、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

（事故等の報告）

- 第 19 条 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けるものとする。
- 2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第 20 条 甲は、必要があるときは、乙と事前に協議の上、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第 21 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(協議解除)

第 22 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(甲の解除権及び契約が解除された場合等の違約金)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。

(2) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

(3) 履行期限内に委託業務が完成しないとき又は委託業務を完成する見込みがないと甲が認めるとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(6) 第 24 条第 1 項の規定によらず契約の解除を申し出たとき。

(7) 正当な理由なく、第 35 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(10) 前 9 号のいずれかに該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

5 第 3 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 37 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第 1 項の規定により契約を解除したときは、乙は、第 3 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府調達等の支払防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

6 第 3 項の場合（第 1 項第 8 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く）又は第 5 項の場合において、第 26 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第 3 項又は第 5 項の違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第 24 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 20 条の規定により、甲が成果物の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき。

(2) 第 20 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により成果物の納入が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

（解除に伴う措置）

第 25 条 乙は、前 3 条の規定により契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（契約保証金）

第 26 条 乙は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証

金を納めるものとする。

- 3 乙は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）（以下「財務規則」という。）第 228 条第 2 項に規定する担保の提供をもって第 1 項の契約保証金の納付に代えることができる。
- 4 甲は、乙が財務規則第 229 条第 1 項各号の規定に該当すると認めたときは、乙が納入しなければならない契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（談合による損害賠償）

- 第 27 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- （1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - （2）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - （3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第 28 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（立ち入り権）

第 29 条 乙又は乙の委託を受けた者は、甲が必要と認めた場合に限り、機器等の設置場所に立ち入りできるものとする。この場合において、当該の者は、必ずその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(保守責任)

第 30 条 乙は、甲の使用に支障がないよう、仕様書で定める納入物件のうちサーバ等機器（以下「機器」という。）の機能維持のための保守又は修理の責任を負うものとする。

2 前項に要する経費は全て乙の負担により行うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって、修理又は調整の必要が生じたときの費用についてはこの限りではない。

(原状回復)

第 31 条 乙は、委託期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに指定された作業場所を原状に回復し、明け渡さなければならない。

2 前項に要する機器の取り外し、解体、荷造り、運送、廃棄等に要する経費は、全て乙の負担により行うものとする。

(検査及び引渡し)

第 32 条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了届に成果物を添え提出しなければならない。なお、提出する成果物は、仕様書のとおりとする。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に成果物の検査を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は、成果物の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、全て乙の負担とする。

5 全ての成果物が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。

6 乙は、検査の結果合格した成果物を全て甲へ引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第 33 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求を受けたときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみな

す。なお、甲の検査遅滞により乙に追加費用が発生した場合は、乙はこれを甲に請求できるものとする。

- 4 甲の責めに帰すべき事由により前2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託業務に係る委託料の額に政府調達を支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（サービスレベル協定）

第34条 甲及び乙は、乙が提供するシステムサービスのサービスレベルを定めた「サービスレベル協定」をシステム稼働時までに別途締結しなければならない。

2 乙は、提供されているシステムサービスがサービスレベル協定に定める基準値以上であることを確認するため、甲に対し、毎月業務実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の業務実績報告書の提出を受けるほか、システムサービスの水準を独自に調査することができる。

4 甲は、第2項の業務実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

5 システムサービスがサービスレベル協定に定める水準に達しないものであるときは、乙は、速やかに必要な措置を講じ、当該未達成状態を改善しなければならない。

6 甲は、システムサービスがサービスレベル協定に定める基準値に達しないものであるときは、サービスレベル協定で規定する計算方法等に基づき、委託料を減額する。

7 乙は、第5項の措置を理由として、契約金額を増額し、又は契約期間を延長することはできない。

（契約不適合責任）

第35条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、その成果物の引渡しを受けた1年以内に限り、乙に対して成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(乙の請求による履行期限の延長)

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。

- (1) 甲による資料等の提供の怠り、遅延、誤り等によって、乙の委託業務の履行に支障が生じるとき。
- (2) 天災その他不可抗力等、乙の責に帰することができない事由により、履行期限までに成果物を納入することが困難になるとき。

2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議の上定める。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第37条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期限までに委託業務が完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府調達を支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）とする。

(契約書作成の費用)

第38条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決方法)

第39条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(代表者変更の届出)

第 40 条 乙が代表者の名義を変更する場合は、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(疑義についての協議)

第 41 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲（委託者） 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙（受託者）

別記 1（第 14 条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

（収集の制限）

第 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第 19 条各号（第 8 号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第 5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記 2 （第33条関係） 成果物及び請求時期一覧

年度		成果物	検査及び引渡し時期	請求時期	支払額
令和7年度		【全体】 ・プロジェクト計画書 ・議事録 【業務AP移行】 ・要件確認書(会計年度) ・概要設計書(会計年度) ・議事録	令和8年3月31日	令和8年4月	
令和8年度		【全体】 ・議事録 【機器等更新】 ・機器等設定書 ・バックアップ設計書 ・システム運用設計書 ・機器等添付のマニュアル ・ラック搭載図 ・LAN配線図 ・調達機器等一覧 【業務AP移行】 ・システム移行計画書 ・システム移行報告書 ・システム一式 ・機能評価報告書 ・稼働環境 ・議事録 ・詳細設計書(会計年度) ・テスト結果報告書(会計年度) ・議事録(会計年度) ・ソースプログラム(会計年度) ・実行プログラム(会計年度)	令和9年3月31日	令和9年4月	
令和9年度		【全体】 ・議事録 【業務AP移行】 ・システム移行報告書 ・作業報告書 ・作業報告書(会計年度)	令和9年6月30日	令和9年7月	
	第 2 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和9年9月30日	令和9年10月	
	第 3 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和9年12月31日	令和10年1月	
	第 4 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和10年3月31日	令和10年4月	
令和10年度	第 1 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和10年6月30日	令和10年7月	
	第 2 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和10年9月30日	令和10年10月	
	第 3 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和10年12月31日	令和11年1月	
	第 4 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和11年3月31日	令和11年4月	
令和11年度	第 1 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和11年6月30日	令和11年7月	
	第 2 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和11年9月30日	令和11年10月	
	第 3 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和11年12月31日	令和12年1月	
	第 4 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和12年3月31日	令和12年4月	

令和12年度	第 1 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和12年6月30日	令和12年7月	
	第 2 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和12年9月30日	令和12年10月	
	第 3 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和12年12月31日	令和13年1月	
	第 4 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和13年3月31日	令和13年4月	
令和13年度	第 1 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和13年6月30日	令和13年7月	
	第 2 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和13年9月30日	令和13年10月	
	第 3 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和13年12月31日	令和14年1月	
	第 4 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守)	令和14年3月31日	令和14年4月	
令和14年度	第 1 四半期	・委託業務月例報告書(運用・保守) ・日別業務実施状況(運用・保守) ・各種ソースリスト（最終時点版） ・各種設定リスト（最終時点版）	令和14年6月30日	令和14年7月	
※各種ソースリスト（最終時点版）及び各種設定リスト（最終時点版）については、 電子媒体で提出のこと。				合計	